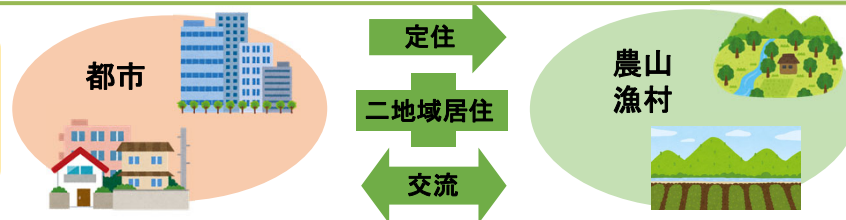


農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の概要

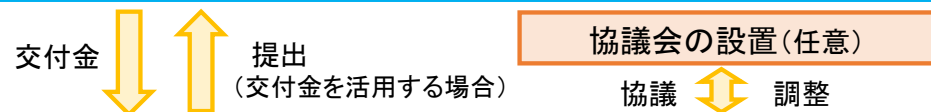
目的

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る。



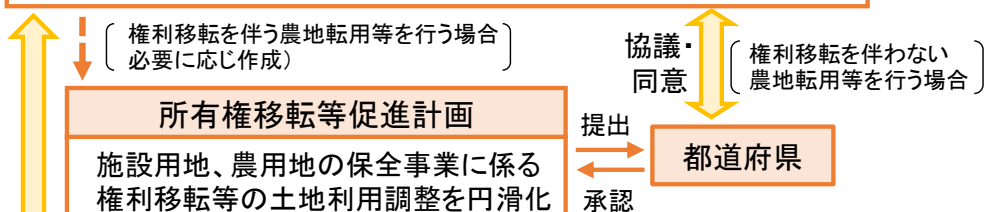
制度の仕組み

基本方針の策定(国)



活性化計画の作成(都道府県又は市町村)

- ・計画の区域、目標
- ・定住等を促進するために必要な施設整備等の事業に関する事項
(農林漁業振興を図る生産基盤・施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の整備)
- ・農用地の保全を図る事業
(放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等) など



活性化計画の作成を提案

農林漁業団体等

主な支援措置

交付金の交付

- 国は、地方公共団体に対し、計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金を交付
 - ⇒ 農・林・水の縦割りなく、施設の整備等の各種取組を総合的に支援
 - ⇒ 市町村への直接補助が可能であり、市町村の自主性・主体性が発揮

手続の迅速化

⇒活性化計画策定時の要件確認により、活性化事業の着手までの手続を迅速化

- 農地法に基づく農地転用許可不要の特例
- 農振法に基づく開発許可不要の特例
- 都市計画法に基づく開発行為等に係る許可における開発審査会の議に関する特例

申請手続の簡略化

⇒共通する書類の一部省略等

- 市民農園整備促進法に基づく認定申請手続の簡略化
- 多面法※に基づく認定申請手続の簡略化

所有権移転等促進計画

- 活性化計画に位置付けた事業の施設用地、農用地保全に係る土地の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理

※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

活性化計画に基づく事業による効果のイメージ

基幹産業である農林漁業の振興



ハウス

快適な生活環境づくり



簡易給排水施設

都市と農村の交流促進



クラインガルテン
(滞在型市民農園)

地元食材を利用した
レストラン

地域における農用地の保全



放牧

景観・蜜源作物

地方公共団体の創意工夫による地域活性化に資する基礎づくり